立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）が設置する認定こども園に在籍する者に限る。）についての施設等利用費の額は、三万七、〇〇〇円（国が設置する認定こども園にあっては、国立大学法人法第二二条第三項の文部科学省令で定める保育料その他の費用の額を勘案して内閣府令で定める額）を上限とすることとした。（第一五条の六第三項関係）

2　拠出金

子どものための教育・保育給付の支給に要する費用のうち、施設型給付費等負担対象額の満三歳未満児相当分について、法第六六条の三第一項の規定により政令で定める拠出金をもって充てる割合は、一、〇〇〇分の一八一・六とすることとした。（第二四条の二関係）

3　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一六一号）（こども家庭庁）

一　児童福祉法施行令の一部改正関係

1　児童自立生活援助事業の対象者の要件

㈠　児童福祉法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の児童福祉法（㈡及び㈢において「法」という。）第六条の三第一項第一号の政令で定める者は、児童福祉法施行令第一条の二第一項に規定する措置を解除された者以外の者であって、次のいずれかに掲げる者であるものとすることとした。（第一条の二第二項関係）

(1)　児童自立生活援助の実施、母子保護の実施又は一時保護を解除された者

(2)　(1)に掲げる者のほか、都道府県知事が自立のために児童自立生活援助が必要と認めた者

㈡　法第六条の三第一項第二号の政令で定めるものは、児童自立生活援助事業としての相談その他の援助を受けている者、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の行う相談その他の援助を受けている者又は児童相談所その他の内閣府令で定める機関の行う自立のための援助を受けている者とすることとした。（第一条の二第三項関係）

㈢　法第六条の三第一項第二号の政令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とすることとした。（第一条の二第四項関係）

(1)　学校教育法第五〇条に規定する高等学校、同法第八三条に規定する大学その他内閣府令で定める教育施設に在学する生徒若しくは学生又はこれらの教育施設への入学が予定されている者であること。

(2)　試みの使用期間中の者又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるものであること。

(3)　社会的養護自立支援拠点事業の利用、公共職業安定所における就職に関する相談その他の内閣府令で定める就学又は就労に向けた活動を行っている者であること。

(4)　疾病又は負傷のために就学若しくは就労又はこれらに向けた活動を行うことが困難な者であること。

2　国庫又は都道府県が負担する費用の対象額

都道府県が支弁する里親支援事業、市町村が支弁する家庭支援事業等に要する費用に対して、国庫又は都道府県が負担する費用の対象額を定めることとした。（第四二条関係）

3　児童相談所設置市が処理する事務

都道府県が処理することとされている事務のうち、児童相談所設置市が処理する事務から、児童相談所設置市が行う妊産婦等生活援助事業に係る質問等に関する事務等を除くこととした。（第四五条の三第一項関係）

二　地方自治法施行令の一部改正関係

都道府県が処理することとされている事務のうち、指定都市等が処理する事務から、指定都市等が行う妊産婦等生活援助事業に係る質問等に関する事務等を除くこととした。（第一七四条の二六第一項及び第一七四条の四九の二第一項関係）

三　関係政令の整備等

その他関係政令について所要の規定の整備等を行うこととした。（第三条～第一五条関係）

四　施行期日等

1　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第四条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇孤独・孤立対策推進本部令（政令第一六二号）（内閣府本府）

1　孤独・孤立対策推進本部（2において「本部」という。）の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理することとした。（第一項関係）

2　1に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、孤独・孤立対策推進本部長が本部に諮って定めることとした。（第二項関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇火山調査研究推進本部令（政令第一六三号）（文部科学省）

1　火山調査研究推進本部の庶務

㈠　活動火山対策特別措置法第三二条第四項ただし書の政令で定める庶務は、火山調査委員会の庶務とし、同項ただし書の政令で定める行政機関は、国土地理院及び気象庁とすることとした。（第一条第一項関係）

㈡　火山調査研究推進本部の庶務は、文部科学省研究開発局地震火山防災研究課において総括し、及び処理することとした。ただし、火山調査委員会の庶務については、文部科学省研究開発局地震火山防災研究課、国土地理院及び気象庁地震火山部において共同して処理することとした。（第一条第二項関係）

2　火山調査研究推進本部長に事故があるときは、火山調査研究推進本部員のうちから火山調査研究推進本部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理することとした。（第二条関係）

3　政策委員会及び火山調査委員会に関する規定

㈠　政策委員会及び火山調査委員会の委員は、非常勤とすることとした。（第三条第一項及び第七条第一項関係）

㈡　学識経験のある者のうちから任命される政策委員会及び火山調査委員会の委員の任期は、二年とすることとした。ただし、当該委員のうち補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。（第三条第二項及び第七条第二項関係）

㈢　学識経験のある者のうちから任命される政策委員会及び火山調査委員会の委員は、再任されることができることとした。（第三条第三項及び第七条第三項関係）

㈣　政策委員会及び火山調査委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとした。（第四条第一項及び第七条第四項関係）

㈤　専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命することとした。（第四条第二項及び第七条第四項関係）

㈥　専門委員は、非常勤とすることとした。（第四条第三項及び第七条第四項関係）

㈦　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとした。（第四条第四項及び第七条第四項関係）

㈧　政策委員会及び火山調査委員会に、委員長を置き、各委員会の委員のうちから火山調査研究推進本部長が指名することとした。（第五条第一項及び第八条第一項関係）

㈨　政策委員会及び火山調査委員会の委員長は、各委員会の事務を掌理することとした。（第五条第二項及び第八条第二項関係）

㈩　政策委員会及び火山調査委員会の委員長に事故があるときは、各委員会の委員のうちから各委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理することとした。（第五条第三項及び第八条第三項関係）

㈡　㈠～㈩のほか、議事の手続その他政策委員会及び火山調査委員会の運営に関し必要な事項は、各委員会の委員長が各委員会に諮って定めることとした。（第六条及び第九条関係）

4　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。